

規制の事前評価書

消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示への対応

所管課室名：表示対策課

電話：03-3507-9236

評価年月日：平成 25 年 3 月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することが予定されている税であるが、その税率の引上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業者にとって最大の懸念事項の一つとなっている。この懸念を払拭するためには、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する、消費税の負担等についての不適切な表示を是正する必要がある。

不適切な表示を是正するための対応としては、商品・役務の表示の適正化を図る不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）の適用があり得る。実際、平成元年の消費税導入時や平成 9 年の消費税税率引上げ時においては、消費税税率の導入又は引上げに伴う表示の適正化を図ることを目的として、「消費税の導入に伴う価格表示について」や「消費税税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴う転嫁・表示に関する独占禁止法及び関係法令の考え方」を景品表示法の当時の所管官庁であった公正取引委員会が公表している。

しかし、景品表示法は、実際のものより著しく優良・有利と一般消費者に誤認される表示を不当表示として禁止するものであり、特定の表現について一律に禁止するものではない。そのため、消費税税率の引上げ時に行われる消費税の負担等に係る不適切な表示が、一般消費者に誤認を与えるものではない場合（※）、景品表示法で対応することができないことに加え、不当表示であるかどうかを明らかにするためには、その調査に相当な時間・人員を要するという問題点がある。

※ 景品表示法で規制できない消費税税率の引上げ時に行われる消費税の負担等についての不適切な表示の例としては、消費税引上げ後において事業者が「消費税還元セール」と表示し、通常税込み 108 円で販売されるもの

を実際に 100 円で販売する場合がある。

なお、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示は税率引上げ時に集中的に生じるおそれがあることから、迅速かつ効果的に是正するためには、関係省庁が連携して調査・指導等を行う必要がある。

(2) 規制新設の目的

消費税の転嫁を阻害する表示を禁止することにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

(3) 規制新設の必要性

消費税率引上げ時に行われる消費税の負担等についての不適切な表示は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害するものであるところ、上記(1)のとおり現状の規制では対応できない場合があり、この点を踏まえると、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、規制を新設し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示を禁止する必要性が高いと考えられる。

(4) 規制新設の内容

事業者における、以下に掲げる消費税の転嫁を阻害する表示を禁止する。

- ・ 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- ・ 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示
- ・ このほか、消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示として内閣府令で定めるもの

また、これら禁止される表示を取り締まるため、以下の取締りの規定を設ける。

- ・ 内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官による事業者に対する指導・助言
- ・ 公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官による内閣総理大臣に対する措置請求
- ・ 内閣総理大臣による事業者に対する勧告・公表

なお、消費税の転嫁等について事業者等からの相談に応じるための政府共通の総合窓口として、内閣府に設置される消費税価格転嫁等総合相談センター(仮称)で、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示等に関する相談も受け付けることになる。

2. 想定される代替案

上記1（1）に記載のとおり、新たに設ける規制では、現状の規制において対応できない表示の取締りを目的としており、代替案は想定されない。

3. 分析対象期間

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行の日から平成29年3月31日まで。

4. 費用及び便益を推計する際の比較対象

本規制の新設が行われず、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示への対応が不十分な状況を比較の対象とする。

5. 規制の費用

（1）遵守費用

事業者においては、本規制の新設により、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示を行わないよう留意する必要がある、事業者における遵法のための費用の発生が想定される。

（2）行政費用

本規制では、消費者庁長官、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官において、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示の是正に取り組むことが求められており、本規制の新設により、これらの省庁においては調査・指導等に要する費用の発生が想定される。

また、本規制では、消費税の転嫁等について事業者等からの相談に応じるための政府共通の総合窓口として、内閣府に設置される消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）で、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示等に関する相談も受け付けることになり、そのための費用の発生も想定される。

さらに、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示に関するガイドラインの作成及びその周知徹底、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示を防止するためのパンフレットの作成・配布、説明会の開催による普及啓発活動等に取り組む必要がある、そのための費用の発生も想定される。

（3）その他の社会的費用

特に想定されるものはない。

6. 規制の便益

本規制を新設することにより、これまで規制することのできなかった消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示を取り締まることが可能となり、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することが可能となる。また、これにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁に対する事業者の懸念を払拭することが可能となり、事業者の事業活動に対しても好影響が期待される。

7. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

上記のとおり、遵守費用及び行政費用の発生が見込まれるものの、本規制を設けずに、消費税の円滑かつ適正な転嫁が確保できない状況が発生してしまう場合、事業者間の取引において価格交渉力が弱い中小事業者等が消費税転嫁のための価格引上げを行いにくい状況におかれる可能性があり、消費税率引上げに伴う負担のしわ寄せが集中し、その事業活動の存続に大きな負の影響を与えることが懸念される。

この点に鑑みると、そのような状況を未然に防止し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保を目的とする本規制の新設は、費用の発生を考慮しても十分に正当化されるものと考えられる。

8. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

9. レビューを行う時期又は条件

—（本案に基づく消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示に関する取締りは平成 29 年 3 月 31 日までの時限的な措置である。）